

掛川市告示第58号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第9条第2項の規定により次のとおり届出があった。

令和4年5月10日

掛川市長 久保田 崇

1 指定工事店住所、名称及び代表者名

浜松市北区細江町気賀8975番地の8

有限会社 杉浦設備

代表取締役 杉浦隆弘

2 届出の理由

営業所の移転があったため

3 届出の内容

変更前 浜松市北区細江町気賀9886番地

変更後 浜松市北区細江町気賀8975番地の8

4 変更年月日

令和4年4月6日